

令和5年度
第10回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年1月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第10回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和6年1月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和6年1月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和6年 1月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和6年 1月25日 13時48分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 19名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	竹田 憲治	○	11	中村 一彦	○
	2	田村 昭雄	○	12	竹田 和夫	○
	3	阿部 正光	○	13	工藤 嘉充	○
	4	菊田 健生	○	14	古川 美枝子	○
	5	熊澤 威人	○	15	向久保 勉	○
	6	小山田 和義	○	16	山本 範夫	○
	7	國司 功	○	17	大森 直子	○
	8	松村 勝彦	○	18	三浦 美恵子	○
	9	吉田 晃	○	19	立柳 優	○
10	高橋 栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 6番	小山田 和義	議席番号 7番	國 司 功
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	田 村 春 彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。本日の欠席委員はございません。よって、現在の出席委員は19名中19名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度第10回八幡平市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、6番 小山田和義 委員、7番 國司功 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第10回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。

第10回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和6年1月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和5年度第10回総会について

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、2月9日午前10時00分に決定となりました。

2 項目め。農業委員・推進委員改選の取り組みについて

内容について協議を行ったところ、9 ページの下側から次のページの上側に記載した通りとなりました。

3 項目め。令和 6 年度八幡平市農地賃借料情報について

12/25 に開催された第 9 回農業委員会議の決定により、再度協議を行ったものです。

内容について協議を行ったところ、13 ページの中ほどに記載した通りとなりました。

以上、3 項目について協議を行いました。改めて後ほど行う協議事項で、事務局より「2 項目め」と「3 項目め」の説明を行う事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等はありませんでした。

次に事務局から 1 件の事務連絡を行いました。

その他の内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 5 年度第 9 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 6 年 1 月 25 日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第 10 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 14 ページをご覧ください。

令和 5 年 12 月 25 日から令和 6 年 1 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 6 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 7 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 1 月 16 日の火曜日でございます。16 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 11 番委員中村一彦委員、農業委員の 12 番委員竹田和夫委員、推進委員の松尾地区の 4 番委員米田正悦委員、推進委員の安代地区の 1 番委員羽澤良和委員の 4 名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と高橋主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をも

って割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和5年12月21日から令和6年1月20日までの間で、あっせんの申出は2件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

申請番号1：大更第10地割94-5、畑、454㎡を含む2筆777㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号2：平館第24地割16-1、畑、1,523㎡を含む3筆5,416㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理及び花きを作付しており、権利取得後も同様に管理作付予定です。

議案の下に申請筆別明細、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願ひます。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 11 番 中村一彦 委員にお願いします。

11 番（中村委員）

11 番 中村一彦です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 東大更駅から北西へ約 2 k m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、JR 平館駅から南へ約 700m の地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の4ページをお開きください。今月の申請は2件になります。

申請番号1：田頭第2地割81-3、田、1,690㎡。転用の目的は、売買による太陽光発電施設の建築です。内容は、太陽光発電装置、フェンス、管理用通路等が計画されております。

申請番号2：松尾第30地割19-19、田、365㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。内容は、居宅、駐車場、庭・通路等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、都市計画上の用途地域内の農地で第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

申請番号2番ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号11番 中村一彦 委員にお願いします。

11番（中村委員）

11番の中村一彦です。

申請番号1番ですが、位置は西根中学校から南西へ約800mの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、平坦な土地で積雪量も問題なく土地造成が容易に済む土地と判断し、選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は八幡平市役所から北西へ約700mの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は景観が優れ、職場にも近く、近隣地にも住宅が立ち並んでおり適地と判断し、選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は3件です。

関係資料2～3ページの申請一覧表につきましても、併せてご確認をお願いいたします。

申請番号1：平館第9地割2-1、畑、367㎡です。現況は、木が生い茂り原野化しておりました。

申請番号2：松尾寄木第7地割83、畑、634㎡です。現況は木が生い茂り山林化しておりました。

申請番号3：安代寄木84-11、畑、984㎡です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号11番 中村一彦 委員にお願いします。

11番 (中村委員)

11番の中村一彦です。

申請番号1番ですが、位置は平館小学校から南東へ約600mの地点です。現況は、木が生い茂り原野化しておりました。申請地は昭和57年頃に、自宅付近に物置を建てた時から一体的に庭として利用していましたが、道路買収があり自宅や物置を取り壊し不耕作となり、放置していたとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は柏台小学校から北東へ約1.8kmの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は昭和50年頃から、立地条件が悪く、耕作できずに放置していたとのことでした。

申請番号3番ですが、位置はJR赤坂田駅から東へ約400mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は昭和60年頃に、亡くなった父親が境界や地目確認を行わず植林し、

放置していたとのことでした。

今回申請の農地も、非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 4 号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 4 号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページをお開きください。令和 5 年 12 月 25 日付で八幡平市長から意見を求められている案件は 6 件です。なお、内訳は農振編入が 2 件、農振除外が 4 件となっております。

申請番号 1：大更第 31 地割 2-1、田、1,391 m²を含む 2 筆、3,298 m²です。編入の目的は、農地利用集積の実施となっております。

申請番号 2：西根寺田第 7 地割 344、田、595 m²を含む 3 筆、2,728 m²です。編入の目的は、農地利用集積の実施となっております。

申請番号 3：松尾寄木第 13 地割 162、田、1,457 m²を含む 7 筆、10,272 m²です。除外の目的は、太陽光発電施設の建設となっております。

申請番号4：平笠第20地割99、田、1,067㎡です。除外の目的は、車場整備となっております。
申請番号5：田の沢52-1、畑、1,258㎡です。除外の目的は、駐車場整備となっております。
申請番号6：殿坂下147、田、1,954㎡です。除外の目的は、駐車場整備及び資材置き場となっております。

転用の可否になりますが、関係資料の3～4ページをご覧ください。

申請番号3は、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号4ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続して建設されることを確認いたしました。

申請番号5ですが、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号6ですが、500m以内に田山支所がある農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号11番 中村一彦 委員にお願いします。

11番（中村委員）

11番の中村一彦です。

申請番号1番ですが、位置は西根総合支所から東へ約2km以内に点在しております。農振編入の目的は、農地利用集積の実施です。現況は、田で保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は寺田小学校から北へ約2.1kmの地点です。農振編入の目的は、農地利用集積の実施です。現況は、田で保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は寄木小学校から南東へ約2.4kmの地点です。農振除外の目的は、太陽光発電設備です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、農振除外後は第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。

申請番号4番ですが、位置は平笠小学校から南西へ約1.8kmの地点です。農振除外の目的は、駐車場整備です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、農振除外後は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号5番ですが、位置は安代I.Cから北西へ約1.8kmの地点です。農振除外の目的は、駐車場整備です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は、農振除外後は第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。

申請番号6番ですが、位置は田山支所から南東へ約400mの地点です。農振除外の目的は、駐車場整備及び資材置き場です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、500m以内に田山支所がある農地で、第2種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

申請番号1番と2番は、それぞれ農用地に隣接する一団の農地であり、事業実施によって圃場整備がされ、農作業の効率化が期待できるため、農振編入は問題ないと判断してまいりました。申請番号3番以降については、いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと。土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと。また、転用許可適用条項に該当していることから農振除外はやむを得ないと判断して参りました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをご覧ください。

今月の申請は、更新10件、新規60件の全70件です。更新は、賃貸借権設定9件、使用貸借権設定1件です。新規は、賃貸借権設定30件、そのうち中間管理機構を通した申請が24件、使用貸借権設定は24件で、そのうち中間管理機構を通した申請が20件です。所有権移転は6件すべてが中間管理機構を通した申請です。

まずは、更新の賃貸借権設定です。
申請番号1番～7番は、西根北地区に係る申請です。
申請番号8番～9番は、松尾地区に係る申請です。
次に、更新の使用貸借権設定です。
申請番号10番は、西根北地区に係る申請です。
次に、新規の賃貸借権設定です。
申請番号11番～15番は、西根南地区に係る申請です。
申請番号16番は、松尾地区に係る申請です。
次に、新規の使用貸借権設定です。
申請番号17番は、西根南地区および西根北地区に係る申請です。
申請番号18番は、西根南地区に係る申請です。
申請番号19番は、松尾地区に係る申請です。
申請番号20番は、安代地区に係る申請です。
次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。
申請番号21番～32番は、西根南地区に係る申請です。
申請番号33番～38番は、西根北地区に係る申請です。
申請番号39番～42番は、松尾地区に係る申請です。
申請番号43番～44番は、安代地区に係る申請です。
次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。
申請番号45番～62番は、西根南地区に係る申請です。
申請番号63番～64番は、西根北地区に係る申請です。
最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。
申請番号65番～66番は、西根北地区に係る申請です。
申請番号67番～70番は、安代地区に係る申請です。
申請筆別明細については、次の25ページ以降に記載しておりますので、ご確認願います。
各申請とも、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号46番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号15番 向久保勉 委員の退席を求めます。

（15番 向久保 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号46番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号46番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号46番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号15番 向久保勉 委員の着席を求めます。

(15番 向久保 委員 着席確認)

引き続きまして、申請番号52番、54番、56番、60番、61番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(13番 工藤 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号52番、54番、56番、60番、61番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号52番、54番、56番、60番、61番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号52番、54番、56番、60番、61番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

（13番 工藤 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号46番、52番、54番、56番、60番、61番を除く議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

8番委員（松村委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、松村委員。どうぞ。

8番委員（松村委員）

8番の松村です。

作物が「その他」となってるんですが、新規の所は「水稻」になって更新の所は「その他」となってるんです。

これって何やるか分からないから、何々があってそれ以外が「その他」になっているのか教えてください。

事務局（恩賀主事）

回答します。

「その他」と書いてある所は、中間管理事業での貸し借り、売買等の申請になっております。

中間管理事業では、何を作付けするかは作物は確認しておりませんので、この様な記載になっておりますが、田圃は田圃、畑は畑で使うということについては、確認はしております。以上です。

8番委員（松村委員）

はい、わかりました。

議長（立柳会長）

ほかに質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号46番、52番、54番、56番、60番、61番を除く議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。

なお、この案件は、農業委員会に関する法律第31条及び八幡平農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当しますので、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(13番 工藤 委員 退席確認)

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の39ページをご覧ください。今月の案件は1件です。

本申請は、令和元年5月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用配分計画により貸し付けられた農地です。

今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成です。計画内容については、現行のと通りの再配分となります。要するに、耕作者が佐々木信一さんから工藤嘉充さんによる計画案の作成です。

本申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第6号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

(13番 工藤 委員 着席確認)

6 閉会（13時48分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第10回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年2月22日

会 長 _____

6 番委員 _____

7 番委員 _____

令和5年度

第10回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和6年1月25日（木）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第10回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会